

開業ワンストップセンターの設置 ～外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請 ワンストップセンターの設置～ (国家戦略特別区域法第36条の2 平成26年10月31日施行)

特例措置前

○起業時に必要となる各種申請は関係機関ごとに手続が必要なため、手間と時間がかかる。

法人設立に際し必要な主な手続	関係機関
定款認証	公証役場
設立登記	法務局
法人設立届出	税務署
事業開始等申告	都道府県税事務所・市町村
新規適用届（健康保険・厚生年金保険）	年金事務所
適用事業所設置届（雇用保険）	公共職業安定所
保険関係成立届（労働保険）	労働基準監督署

※外国人の方が起業する場合、在留資格の認定・変更の手続も存在

ニーズ

○起業にあたって、定款認証、登記、税務、社会保険等に関する様々な手続を、法務局や税務署など複数の役所等に赴き、時間を掛けて準備する必要があり、起業家の方々からは、「どこで手続が可能か調べたり、散在する役所等を回ったり並んだりするだけで、1ヶ月程度かかってしまう」といった声が上がっていた。

※なお、マイナポータル経由で登記後の手続ができる法人設立ワンストップサービスが令和2年1月20日から運用。

特例措置

○起業時の定款認証、登記、税務、社会保険等に必要となる各種申請のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行うワンストップセンターを設置可能に。

効果

○起業手続きの負担の軽減
外国人を含めた起業・開業の促進